

令和6年度

吹田市産後ケア事業委託事業者募集要項

令和6年4月

吹田市児童部すこやか親子室

1 業務内容等

(1) 業務名

- ア 吹田市産後ケア事業（宿泊型）委託業務
- イ 吹田市産後ケア事業（デイサービス型）委託業務

(2) 業務の概要

出産直後に体調不良や育児不安等があり、家族等から援助が受けられない産後1年以内の母親及びその子に対し、産後ケア事業（宿泊やデイサービスによる心身のケアや育児サポートを行うものをいう。以下「事業」という。）を実施する。

(3) 業務の内容

- ア 産後の母体管理及び生活面の指導
- イ 乳房管理（乳房の手当及び乳房トラブルに関する相談等）
- ウ 沐浴、授乳等の育児指導
- エ スキンケアに関する相談
- オ 発育・発達等の確認
- カ 母親の精神的な支援
- キ 食事
- ク 宿泊型の場合、母親の休養の機会
- ケ 家庭に戻ってからの育児や生活の仕方に関する相談及び指導
- コ その他必要な保健指導

(4) 実施要件

ア 施設の要件

- (ア) 北摂地域（本市並びに豊中市、池田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町及び能勢町をいう。）又は大阪市において、事業を実施する施設であること。
- (イ) 医療法に定める病院若しくは診療所（産科又は産婦人科を標榜するものに限る。）又は助産所であること。
- (ウ) 産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後のショートステイやデイケア業務について実績がある、又は、分娩を取り扱っていること。
- (エ) 事業の対象者が事業を利用するための専用の居室（床面積が6.3平方メートル以上であるもの）が確保されていること。
- (オ) 入浴施設（宿泊型事業を実施する場合に限る。）及び沐浴指導施設を有すること。

イ 従事者の要件

事業の実施時間において、事業に専任又は必要に応じて従事する1名以上の助産師、保健師又は看護師を常時配置すること。

ウ その他

- (ア) 「(3) 業務の内容」に規定するサービスが提供できること。
- (イ) 事業の利用者に対して、1日につき3回（宿泊型の最終日及びデイサービス型の利用日は2回）の食事を提供することができること。
- (ウ) 病変突発時等、緊急時に母子について診療もしくは電話等で医師に相談ができる協力医療機関を有すること。
- (エ) 本市との適切な連絡体制を確保すること。

(5) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 応募資格

1の「(4) 実施要件」及び次に定める内容を全て満たす者で、宿泊型、デイサービス型のいずれかもしくは両方を実施できる者

(1) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後ショートステイやデイケア業務について実績(※)がある、又は、分娩を取り扱っていること。

※実績は、助産師、保健師、看護師の専門資格を有する者が、母乳育児相談や乳房手当を実施したものを対象とする。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者

3 委託料

利用1件につき、利用内容及び本市が伝える利用者の区分に応じた金額とする。

なお、利用内容及び当該区分に応じて、利用者から自己負担額を徴収すること。

※詳細は、別表1及び別表2のとおり。

(別表1) 宿泊型

		利用料 (総額)	利用料の内訳			
			区分1		区分2	
			委託料	自己負担額	委託料	自己負担額
基本料	1泊2日	55,000円	51,000円	4,000円	52,800円	2,200円
	1日追加	27,500円	25,500円	2,000円	26,400円	1,100円
多胎児加算(※)	1泊2日	7,200円	7,200円	0円	7,200円	0円
	1日追加	3,600円	3,600円	0円	3,600円	0円

※多胎児加算は、乳児1人追加につき加算。

(別表2) デイサービス型

		利用料 (総額)	利用料の内訳			
			区分1		区分2	
			委託料	自己負担額	委託料	自己負担額
基本料		18,000円	16,500円	1,500円	17,100円	900円
多胎児加算(※)		2,700円	2,700円	0円	2,700円	0円

※多胎児加算は、乳児1人追加につき加算。

4 仕様書

別紙参照

5 事業開始までの流れ

- ① 応募(実施申請)
- ② 事業実施予定施設の現地調査(新規申請・事業内容変更等の場合に限る。)

- ③ 審査結果通知
- ④ 事業開始

※応募（実施申請）から審査結果通知までは、申請手続に不備が無い場合は約2か月程度。

6 応募（実施申請）の概要及び日程

（1）発注者及び事務局

- ア 発注者 吹田市長 後藤 圭二
- イ 事務局 吹田市児童部すこやか親子室 産後ケア事業担当
〒564-0072 吹田市出口町19番2号 吹田市立保健センター3階
TEL:06-6339-1214、メールアドレス:sukoyakaoyako@city.suita.osaka.jp

（2）募集要項の配布

- ア 配布期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
土日、祝休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く
9時30分から17時00分まで（12時00分から12時45分までを除く）
- イ 配布場所 事務局（本市ホームページからもダウンロード可能。）

（3）書類の提出方法

事前連絡のうえ、郵送又は直送により事務局に提出（配布期間内に随時提出可能）
※直送の場合は、提出日を事前連絡すること。

（4）実施申請書類

- ア 吹田市産後ケア事業委託事業者実施申請書
- イ 吹田市産後ケア事業委託事業者実施申請にかかる誓約書
- ウ 事業者概要
- エ 産後ケア類似事業の実績
- オ 事業実施の計画書
- カ 産後ケア事業の実施にかかる協力医療機関との連携確認書
- キ 事業実施施設の平面図（任意様式）（助産所のみ）
- ク 事故発生時の対応マニュアル
- ケ 災害発生時の対応マニュアル
- コ 損害賠償（保険加入または積立金）の加入が確認できる書面（複写可）

（5）前年度からの継続実施申請をする場合

前年度に事業の委託を受けている場合は、前年度の申請内容から変更がない場合に限
り、本年度4月1日までに実施継続申請書をすこやか親子室に提出することで、実施申
請書類の提出に代えることができる。ただし、前年度の申請内容（※）から変更がある
場合は、改めて実施申請書類を提出すること。

※事業所の所在地、実施するサービス（宿泊型・デイサービス型の別）、その他、事業の
実施体制や実施内容に大きく関わる事項

（6）注意事項

- ア 申請に要する費用は、応募者の負担とする。
- イ ホームページにおいて、公募結果（法人の名称）を公表する。
- ウ 提出された書類については、吹田市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき部分
を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については返却しない。
- エ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出すること。

7 審査及び結果の通知

提出書類及び事業実施予定施設の実地調査による審査等により、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。

審査の結果は応募者に通知するとともに、受託者と決定した応募者については、事業者名、事業実施施設名、事業実施施設所在地等について本市ホームページで公表する。